

# 社会保険おきなわ

2022. 5 No.498

## 今月の記事

### 年金事務所からのお知らせ

4p - 5p 「算定基礎届の季節です」

10p 国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度のポイント」  
国民年金に加入している20歳以上の学生の方が対象です

11p 年金事務所からのお知らせ  
令和4年度算定基礎届（定時決定）について

### 協会けんぽ沖縄支部からのお知らせ

6p - 7p 健康診断

従業員や家族の健康のために是非

### 沖縄県社会保険協会からのお知らせ

コラム 「働きやすい職場をつくる振り返りのススメ（後編）」 2p - 3p

「職場の健康づくりをお手伝いします！」 8p

「健康づくりDVDを活用しよう!!」 9p

社会保険Q&A 「教えて城間先生!!」 12p

職場内で回覧しましょう

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
---	---	---	---	---	---	---	---	---	----



# 働きやすい職場をつくる振り返りのススメ(後編)



職場の「成長」を実感できるのは業績だけではありません。ですが多くの場合、業績に直接結びついていない間接的な出来事は、孤立したものと捉えてしまう傾向にあります。そもそも、目に見えていない草の根の取り組みが積み重なることで、業績につながるのではないのでしょうか。

忙しい日々でも時間をかけて「振り返り」を行うことで、自らやチームの成長を実感することができます。後編は、チームや個人でできる振り返りの具体的な進め方をお伝えします。(前編「働きやすい職場環境をつくる振り返りのススメ」は社会保険おきなわ2022年3月号に掲載しています)

## ■振り返りフレームワーク「KPT」

KPTとは「Keep」「Problem」「Try」の頭文字をとった日本生まれの振り返りの手法です。過去の結果や事実から学びを得て、今後の行動につなげるための3つの観点をテーマとしたフレームワークです。「ケプト」や「ケーピーティー」と呼ばれています。KとPで良い点と改善点の両面をチームで共有できるのが「KPT」の特徴です。

KPTで活用できる振り返りのテーマは幅広いため、今回は「チームの残業時間が長い」が問題にあがったとき」を具体例として、各観点のポイントとともに紹介します。実際に行う際はホワイトボードとふせんを使うことで参加者全員で見られるため視認性があがりやすくなります。

## ■KPTの進め方

### ①目的／テーマを考える

職場で振り返りを行うにあたり、何のための振り返りかテーマや目的を決めましょう。どの職場でも共通する振り返りの目的は、未来を変えていく「次への準備」です。過去の出来事を未来に活かすための「手段」と捉え、「気づき」や「学び」を得ることが最大の目的です。会社で設定している中期目標や細分化した短期目標があると決めやすいです。大切なのは設定したテーマに対して全員が同意を取れること、意見を出せることが重要です。

### ②思い返す

一連の振り返り活動のなかで時間を要するパートです。月例で行う振り返りであれば、前月の日

報や議事録を、プロジェクト単位で行う振り返りであれば報告書や日々の記録を活用しましょう。人の記憶力には限界があるうえ、最近の情報に影響されることを防ぐためにも「何が起ったか」を事実ベースで共有することで、このあとのパートにおいて参加者から発言を促進できます。

### ③良い点を確認する【Keep】

テーマに対して直接的な行動だけではなく、普段、目につきにくい間接的なことも含めて意見を出します。1枚のふせんに1つの事柄を書きましょう。些細なことほど拾い上げることで、業務に関して網羅的に俯瞰できます。Keepの意見出しはメンバーの自信に結びつくため、定着させると職場の雰囲気さらに良くなります。

### ④問題点を洗い出す／原因を検討【Problem】

すでに発生している問題だけでなく、感じている問題はもちろんのこと、今後、問題になりそうな事柄も挙げます。こちらも1枚のふせんに1つの事柄を書きましょう。自分のことだけでなく、チーム全体や他のメンバーの問題も挙げます。大切なのは「問題対チーム」の視点です。この視点を共有することで連帯感や安心感が増します。



【具体例】 テーマ：「チームの残業時間が長い」を改善しよう



Keep (良かったこと、続けること)	Problem (改善すること)
<p><b>【ポイント】</b> 個人やチームにとって、良かった事柄や続けていきたい行動をここに蓄積します。ただの報告ではなく、「なぜ良かったのか」を明確にすることが大切です。(KPTの進め方③を参照)</p> <p><b>【例】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 会議時間を最大1時間と決めたことでムダな時間が減った</li> <li>● 会議は毎週月曜日の朝と決めたことで他業務のスケジュールが立てやすくなった</li> <li>● 各自で行うチェックリストを導入した</li> </ul>	<p><b>【ポイント】</b> 行ってきた取り組みに対して障害となっている事柄や将来的に発生しそうなリスクをここに蓄積します。「なぜ起こったか」という根本を明確にすることが大切です。(KPTの進め方④を参照)</p> <p><b>【例】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 残業時間の長い人と短い人の差が出た</li> <li>● 担当によって業務量が違う</li> <li>● 月曜にアポを入れにくくなった</li> <li>● 繁忙期で突発的な作業が増え、ミスが続いた</li> </ul>
Try (新しく挑戦すること)	
<p><b>【ポイント】</b> 当フレームワークの肝。Problemを解消するためのアイデアを蓄積します。具体的な行動策を「質より量」を重視して意見を出すことが大切です。(KPTの進め方⑤を参照)</p>	<p><b>【例】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● メンバーの業務を洗い出す</li> <li>● 手の空いている人が取り組める業務をマニュアル化する</li> <li>● 誰が何に取り組めるかを可視化する</li> <li>● 月曜にアポを入れられるよう会議の仕組みづくりを行う</li> <li>● 突発的な作業では先輩社員と二人体制でダブルチェックを行う</li> </ul>

Problemの意見出しのくり返しですがチームに気づきや信頼関係の価値の共有につながります。

⑤改善できるアクションを考える／選択する／決める【Try】

一連の振り返り活動のなかで一番頭を使うパー

トです。KeepとProblemで出た意見をもとに考えましょう。新しいアイデアを出すのであれば視点を広げて他社の事例を調べるのもオススメです。突然のひらめきも大切です。時間の許す限り行いましょう。

出た意見のなかから、次に取り組むアクションを全員で決定します。

注意すべきは一度に多くの「アクション」を採用しないことです。一度に多くのことを取り入れると、ストレスがかかるうえ、それぞれのアクションがどう改善につながったか、観測しにくくなります。確実に自分たちで試せる範囲で、誰がどのようにいつまでに変えていくか、を具体的に落とし込みましょう。

⑥振り返りを振り返る 今日までメンバー全員で走り切ったことに対して、全員で称えあえる時間は組織にとつ

て重要です。プロジェクトであれば明確な終わりがありませんが、終わりを明確にできない流動的な業務こそ、明日から取り組める気持ちの切り替えがこれからの業務に良い作用を及ぼします。リーダーであればメンバーに対し、また次も頑張ろうと思ってもらえる区切りを提供しましょう。

経営者やリーダーは、従業員に対して働く価値や快適な環境を提供することが求められています。従業員は自分のモチベーションを高めて価値を提供することが求められています。振り返りは過去の反省より未来を良くするための知恵を共有する機会です。まずはやってみよう！の気持ちで振り返りを取り入れてはいかがでしょうか。

プロフィール

きたむら まさき  
北村 正貴氏

ファシリテーター。  
北村ファシリテーション事務所代表。  
Cosmic Consulting/パートナーコンサルタント。チーム活動に大切な「対話の方法」を教える研修やワークショップの企画運営をはじめ、組織開発(コーチング/ファシリテーション)のコンサルティング支援を行う。企業、行政機関、非営利組織など延べ300以上の組織やチームのサポート実績を持つ。「働くことを楽しめるチーム・組織づくり」を広めるために活動中。



お知らせです。 /

# 季節です。 しょう。

## 算定基礎届とは？

健康保険・厚生年金保険では、被保険者の実際の報酬と標準報酬月額との間に大きな差が出ないように、毎年1回、標準報酬月額を決定しており、その届書を算定基礎届といいます。

算定基礎届は、保険料の計算など社会保険の基礎となる大切な届出ですので、正しく記載し、期限内に提出します。

7月

### 提出期間

7月1日(金)~7月11日(月)

同封の返信用封筒にて

郵送での提出先は

日本年金機構  
福岡広域事務センターです。

〒812-8579

福岡県福岡市博多区  
榎田1-2-55 AP榎田ビル

3

8月

### 決定通知書

標準報酬月額  
決定通知書

日本年金機構本部から送られてきます。

各従業員に新しい標準報酬月額を  
通知します。

4

9月

### 保険料の計算

新しい標準報酬月額に基づき、9月  
分から保険料が計算されます。  
(2022年は10月31日が納付期限)

変更がなければ  
来年の8月まで  
使用されます。

5

額算定基礎届  
算定基礎届

支払基礎日数が、  
17日以上月の  
総額

総額を支払基礎  
日数が17以上の  
月数で割ります。

## 給与の支払対象となる期間の途中から入社したとき

- 給与の支払対象となる期間の途中から資格取得したことにより1ヶ月分の給与が支給されない場合  
⇒1ヶ月分の給与が支給されない月(途中入社月)を除いた月を対象とします。

4月途中入社



《賃金台帳》 (単位:円)

月	支払基礎日数	基本給	合計
4月			
5月	20日	148,000	148,000
6月	30日	200,000	200,000
		合計	348,000

(例)4月4日入社

毎月末日締切、翌月10日支払  
4月分の給与は、日割計算になり、1ヶ月の給与が  
支給されないため、その月を除いた月で報酬月額  
を算出します。

※4月途中入社の方で、日割計算で20日分の給与が  
支給された場合でも、日割計算により本来、1ヶ月分と  
して受ける額を受けていないことから、算定の対象  
月から除きます。

《記入例》

項目名	① 被保険者整理番号		② 被保険者氏名		③ 生年月日	④ 適用年月	⑤ 適用番号(基礎年金番号)		⑥ 備考									
	給与	給与計算の 基礎日数	給	算	月	1	2	3										
1	91	200	健康	国男	5-590619	令和3	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
2	4	20	200,000	0	148,000	348,000												
3	5	20	148,000	0	148,000	174,000												
4	6	31	200,000	0	200,000	200,000												

6月のみの報酬を  
記入します。

報酬月額=200,000円(6月分)

所は  
を提出して下さい。

用紙はホームページから! (日本年金機構ホームページ <https://www.nenkin.go.jp/>)

お問い合わせ先は  
各年金事務所の適用調査(徴収)課です。  
(自動音声案内3番→2番)

那覇 098-855-1111  
名護 0980-52-2522

浦添 098-877-0343  
平良 0980-72-3650

コザ 098-933-2267  
石垣 0980-82-9211



# 算定基礎届の準備をしま

## 算定基礎届の流れ

**6月 算定基礎届の送付**

6月下旬に、算定基礎届が日本年金機構から送られてきます。

日本年金機構

➔

算定基礎届

5月19日現在の被保険者の氏名、生年月日などが記載されています。

1

**算定基礎届の作成**

6月に給与を支払ったら算定基礎届に記載します。(4月、5月支払分は、事前に記載しておきます。)

下記の記載例参照

2

## 算定基礎届のチェックポイント



- 対象者**

  - 7月1日現在の被保険者全員です。
  - 産休、育児休業、休職、欠勤中の被保険者も対象です。
  - ※2022年6月1日以降に被保険者になった方は対象外です。
- 対象月**

  - 4・5・6月に支給された報酬が対象です。
  - 1ヶ月の支払基礎日数が17日(特定適用事業所に勤務する短時間労働者は11日)未滿の月については、報酬月額に記載しますが、平均額の対象からは除きます。
- 報酬**

  - 基本給のほかに通勤手当や残業手当など支払われた全ての手当を含みます。
  - ただし、遡及支払いや臨時的な支払は除いて修正します。
  - 臨時的な支払は賞与に該当する場合があります。→賞与の届出が必要です。
- 2等級以上変動がある人**

  - 7月または8月から月額変更に応用する方は、「備考」欄に「○月改定」と記載します。「月額変更届」を別に提出します。
- 資格喪失者**

  - すでに資格喪失している方は、「備考」欄に「0000年○月○日喪失」と記載します。
  - 喪失届の提出もれがないか確認をお願いします。

記載例

**支払基礎日数**

月給制の場合  
暦の日数

例) 給与が翌月払いで3月分の給与を4月に支払った場合、4月の支払基礎日数は31日となります。

日給制・時給制の場合  
出勤日数

1ヶ月の支給総額を記入。  
※手当等も含めて記入します。

注意

CD等で提出される事業「電子媒体届書総括表」

日本年金機構からのお知らせ 特集ページ

「日本年金機構からのお知らせ」の補足情報等を掲載しています。

<https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/kikou-oshirase.html>



ツイッター 公式アカウント @Nenkin\_Kikou

公的年金に関する各種手続きやお知らせなどを随時発信しています。ぜひフォローいただきご活用下さい。

日本年金機構HP <https://www.nenkin.go.jp/>

＼協会けんぽ沖縄支部からのお知らせです。／

## 令和4年度 健診のお知らせ

協会けんぽに加入する従業員とご家族は、健診費用の一部補助が受けられます。年に一度は健診を受けましょう。



### 健診を受けるメリットとは？

- 病気の早期発見・早期治療!ご自身の健康管理ができる
  - 健診費用は協会けんぽが一部補助するので安く受けられる
  - 検査の結果、メタボのリスクがある方は専門家の無料サポート（保健指導）が受けられる
- さらに インセンティブ制度により、保険料率の引き下げにつながる

### 生活習慣病予防健診

対象者：35歳～74歳の被保険者（ご本人）



定期健康診断（事業者健診）の検査項目だけでなく、がん検診も受けられます。

検査内容		自己負担額
一般健診	診察等問診、身体計測、血圧測定、尿検査、便潜血反応検査、血液検査、心電図検査、胸部レントゲン検査、胃部レントゲン検査、眼底検査（医師が必要と認めた場合に実施、別途自己負担あり）	18,865円 ▼ <b>最高 7,169円</b> (差額は協会けんぽが補助)
一般健診に追加できる健診	付加健診	対象:40歳と50歳 最高 4,802円
	乳がん検診	対象:40歳～74歳(偶数年齢) 50歳～74歳 最高 1,086円 40歳～48歳 最高 1,686円
	子宮頸がん検診	対象:36歳～74歳(偶数年齢) 最高 1,039円
	肝炎ウイルス検査	対象:35歳～74歳 最高 624円

- 受診するには？ 生活習慣病予防健診を実施している医療機関に直接予約をします。(予約の際には保険証をご準備ください。)

### 特定健診

対象者：40歳～74歳の被扶養者（ご家族）



メタボリスクに着目した健診です。

検査内容	自己負担額
診察等問診、身体計測、血圧測定、血中脂質検査、肝機能検査、血糖検査、尿検査	無料（沖縄県内で受診する場合）

- 受診するには？ 特定健診実施機関または市町村（集団健診の場合）に直接予約をします。(受診には受診券と保険証をお持ちください。)

上記の健診は、加入期間中のみ受診することができます。資格喪失（退職、扶養解除等）後に受診した場合、協会けんぽが補助した金額を後日返納していただくことになりますのでご注意ください。



## 全国健康保険協会 沖縄支部

協会けんぽ

https://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/okinawa/  
〒900-8512（この郵便番号は個別番号であるため、宛先住所の記入が省略できます。）  
☎098-951-2211（代表）受付時間/8:30～17:15（土日祝日・年末年始除く）

自社の健康課題把握に役立つ

「事業所カルテ」がリニューアル！  
うちなー健康経営宣言がまだお済みでない事業所様はこちらをご覧ください。



＼協会けんぽ沖縄支部からのお知らせです。／

## 協会けんぽの生活習慣病予防健診を 利用していない事業主の皆様へ

協会けんぽの生活習慣病予防健診を利用していない事業所様は、以下のいずれかのご対応をお願いします。

おすすめ!

### パターン1 定期健康診断を生活習慣病予防健診に切り替える

定期健康診断を協会けんぽの生活習慣病予防健診に切り替えた場合のメリット

健診内容が充実  
しかも  
補助があるのでお得

専門家のサポート（保健指導）が  
無料で受けられる  
（対象の方）

インセンティブ制度に加点  
保険料率の軽減に

- 協会けんぽへのお申込みは不要です。医療機関に直接ご予約ください。

協会けんぽの補助は年度内1回限りです。定期健康診断として生活習慣病予防健診を利用する場合は、必ずその旨を従業員にお伝えください。（定期健康診断として生活習慣病予防健診を利用後に従業員が個人でも生活習慣病予防健診を受診した場合、全額自己負担となります。）

### パターン2 定期健康診断の結果データを協会けんぽに提供する

定期健康診断結果データを協会けんぽにご提供いただくことで、生活習慣病予防健診を受けた場合と同様のメリットが得られます。

~~健診内容が充実  
しかも  
補助があるのでお得~~

専門家のサポート（保健指導）が  
無料で受けられる  
（対象の方）

インセンティブ制度に加点  
保険料率の軽減に

- 提供方法は次の(A)または(B)いずれかの方法でご提供ください。

- (A)事業主様が健診結果データの提出手続きを健診機関へ委任し、健診機関から協会けんぽに提供する  
(B)事業主様が40歳以上の被保険者様の健診結果通知の写しを協会けんぽに提供する

- 健診結果は個人情報ですが、提供することに問題はないですか？

健診結果のデータを協会けんぽに提供することは「高齢者の医療の確保に関する法律」第27条で義務付けられています。事業主様の責任が問われることはありません。

## ＼専門家が無料でサポート／「保健指導」を受けましょう

健診の結果、メタボリックシンドロームのリスクがある方などを対象に、生活習慣を見直すための無料サポート（保健指導）を行っています。

保健師・管理栄養士がサポート対象者の方と生活習慣を振り返り、ライフスタイルに合った具体策や目標を一緒に考えます。日々の小さな改善の積み重ねで健康状態は良くなります。保健指導の案内が届いたら、生活習慣改善のチャンスです！

事業所宛に保健指導対象者の方をお知らせ

▶ 協会けんぽと面談日時を調整

▶ 保健師または管理栄養士が対象者の方と面談を実施

郵送でご案内をお送りします

面談場所は職場のほか、Web面談、協会けんぽ事務所内、保健指導委託機関でも受けられます

リスクの程度に応じて、3～6か月の期間、電話や文書で目標達成のサポートを行います

【健診、特定保健指導に関するお問い合わせ先】 保健グループ ☎ガイダンス3番

沖縄県社会保険協会 会員限定

# 職場の健康づくりをお手伝いします!

～沖縄県社会保険協会では、  
職場で働く皆さまの健康管理・保持・増進など、  
健康づくりの支援事業を行っています～

## ◇健康づくり講師の派遣◇

職場で働く皆様の健康づくりをサポートするため、保健・栄養・運動など、それぞれの専門講師が、あなたの職場に伺います。

職場内で健康づくりをお考えの方、この機会に是非ご利用ください!

### 【講演内容：例】

<b>保健師</b> ・生活習慣病の予防講習 ・健康相談 (血圧・体脂肪等測定)	<b>管理栄養士</b> ・食事と健康 ・ヘルシー献立の立て方 (食事ダイエット法)	<b>健康運動指導士</b> ・健康体操 (腰痛・肩こり予防) ・すぐ出来るストレッチ	<b>その他専門家</b> ・セクハラ、パワハラ ・メンタルヘルス ・ソーシャルワーク
---	---	--	--

- ◆講師の派遣費用は**無料**です。(講師の確保・調整のため1ヶ月前までにお申し込みください。)
- ◆講習の時間は1～2時間程度です。 ◆受講者は、20名様以上でお願いします。
- ◆申込方法は、下記「申込書」によりFAXまたはEメールでお申込み下さい。
- ※zoomなどのオンラインを利用した講習も可能ですので、お気軽にご相談ください。

なお、新型コロナウイルスの感染状況により会員事業所様および関係者の健康・安全面を第一に考慮し、対応できない場合がございますので、ご理解をいただきますようお願い申し上げます。

### 「職場の健康づくり」講師派遣申込書

**FAX : 098-861-2682** または  
**E-mail: okisyakyo@ryucom.ne.jp**

所在地	〒 _____		
事業所名	(担当者氏名)		
電話番号	(E-mail 又はFAX)		
実施希望年月日	令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日 ( )	午前・午後	時 _____ 分 ~ 時 _____ 分
受講者予定数	男性 _____ 名	女性 _____ 名	合計 _____ 名
実施場所	会場名 _____ 住所 _____ (講師用駐車場: <input type="checkbox"/> 有り・ <input type="checkbox"/> 無し)		
希望講師	※希望の講師に <input checked="" type="checkbox"/> 印をお願いします。 <input type="checkbox"/> 保健師 <input type="checkbox"/> 管理栄養士 <input type="checkbox"/> 健康運動指導士 <input type="checkbox"/> その他専門家 ( _____ )		
希望講習内容	※具体的な講習内容については、講師と打合わせさせていただきます。		





# 健康づくりDVDを活用しよう!!



## 01 2022年 健康づくりDVD年間貸出おススメ！ランキング

社会保険協会では全39種類、健康づくりに関するDVDを取り扱っています。その中から、2021年度に貸出の多かったDVDをご紹介します。

順位	タイトル/No.	主な内容	時間
第1位	職場におけるハラスメント基礎講座 ～セクハラ・パワハラ・マタハラ～ (No.35)	ハラスメントの基礎が1枚にまとめられており、それぞれのテーマが、定義や判断基準と事例で構成されたわかりやすい1枚です。	32分
第2位	元気な職場をつくるメンタルヘルス ストレスと上手につき合う方法 (No.25)	誰もが持っている自我の特徴をわかりやすく見るための性格診断法＝エゴグラムを用いて、弱点別のストレス対処法、気づきの大切さについて解説しています。	24分
第3位	見直そう！あなたの生活習慣 あなたの一日を再点検 (No.12)	若い女性、中年の男性、高齢期の男性。3人それぞれの1日の生活習慣を食事を中心に再点検。①食事②アルコールとの上手な付き合い方③たばこの害④歯周病の予防法 について	20分
//	若々しい体をキープ！ エクササイズ&ダイエット (No.2)	医学博士の中村格子先生が監修・出演を務めるDVD。若々しい体とは？良い姿勢になるために、体幹エクササイズ等、短い時間でも充実した内容になっています。	32分

## 02 健康啓発DVD追加してます！"ちょいトレ"はじめてみませんか？

No.36

メタボ予防で理想のBODY  
ちょちょいのちょいトレプログラム



43分

No.37

毎日筋活部 筋肉を育ててメタボを  
予防しよう！



60分

No.38

ストレッチ&筋トレでコリほぐしと  
運動不足解消プログラム



46分

No.39

ストレッチ&筋トレ 生活習慣化  
のすすめ



67分

### 健康づくりDVDの利用について

※会員事業所様は何回でも**無料**でご利用できます。

※研修会使用を目的として事前視聴後に再度レンタルすることも可能です。

※送料は協会が負担します。

詳しくはこちら→



## 健康づくりDVD借用申込書

FAX 098-861-2682  
E-mail : okisyakyo@ryucom.ne.jp

### 1.借用DVD

申込日： 年 月 日

番号	タイトル

### 2.借用の期間

年 月 日～ 年 月 日 ※1週間程度の借用でお願いします。

### 3.視聴者

人数(予定) 名

### 4.借用者

事業所名

所在地 〒

### ご利用方法

電話番号 ( ) - 担当者名

1.上記の申込書をFAXまたはE-mailでお申込 2.協会からDVDを郵送 3.ご使用後は同封のレターパックに入れてポスト投函

＼年金事務所からのお知らせです。／

■国民年金に加入している20歳以上の学生の方へ



国民年金保険料の納付が猶予される 学生納付特例制度のポイント



1 学生納付特例制度はどんな制度？

●前年所得が基準以下の学生を対象とした、国民年金保険料の納付が猶予される制度です

保険料を納められないときは、未納のまま放置せず学生納付特例を申請しましょう。

◎学生納付特例制度のメリット

- ・老齢基礎年金を受け取るために必要な期間(受給資格期間)に算入されます。
- ・病気やけがで障害が残ったときに障害基礎年金を受け取ることができます。

●対象になる方

大学(大学院)、短大、高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校\*に在籍する学生等で、ご本人の前年所得が基準以下の方です。

\*学校教育法で規定されている修業年限が1年以上の課程のある学校

<前年所得のめやす> 128万円 + 扶養親族等の数×38万円 で計算した額以下

税制改正により変更されました

コロナの影響で①、②いずれにも該当する方が対象となります。

①新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少

令和2年2月以降に、新型コロナウイルス感染症の影響により業務が失われた等により収入が減少したこと。

②所得が相当程度まで下がった場合

令和2年2月以降の所得の状況からみて、所得見込額(※)が学生納付特例基準相当になることが見込まれる方

※令和2年2月以降の任意の月における所得額を12か月分に換算し、見込みの経費等を控除し算出します。



2 手続きはどうするの？

●申請の流れ

1 申請書の入手

申請書は、市(区)役所または町村役場の国民年金窓口や年金事務所、日本年金機構ホームページで入手できます。

2 申請書の記入

記入例を参考に申請書にご記入ください。

3 申請書を提出

提出先は、住民票を登録している市(区)役所または町村役場の国民年金窓口です。申請の際には、学生証などの学生であることを証明するものが必要です。

4 審査結果の確認

申請後、日本年金機構から「承認通知書」または「却下通知書」が届きます。

- (1) 「承認通知書」が届いた場合、承認期間は4月～翌年3月の1年間となります。すでに保険料を納められた月分は、学生納付特例の期間にはなりません。
- (2) 「却下通知書」が届いた場合、保険料を納付する必要があります。

※注意事項

令和4年4月分の申請は、令和4年4月から2年後の5月末までになります。申請時点の2年1カ月前の月分まで遡って申請することができますが、申請が遅くなると、申請日前に生じた不慮の事故や病気による障害について、年金を受け取ることができなくなることがありますので、すみやかに申請してください。



3 承認された場合、将来受け取る年金はどのような？

●将来受け取る年金の受給資格期間には算入されます  
ただし、年金額には反映されません

(注) 障害基礎年金および遺族基礎年金を受け取るためには一定の要件があります。

「納付」「学生納付特例」「未納」はこのように違います

	老齢基礎年金		障害基礎年金(注) 遺族基礎年金
	受給資格期間への算入	年金額への反映	受給資格期間への算入
納付	○	○	○
学生納付特例	○	×	○
未納	×	×	×

学生納付特例の承認を受けた期間があると、保険料を全額納付したときに比べ、将来受け取る老齢基礎年金額が少なくなります。承認を受けた期間の保険料は、10年以内であれば、あとから納めること(追納)ができます。

ただし、承認を受けた期間の翌年度から起算して、3年度目以降に追納する場合、承認当時の保険料に経過期間に応じた加算額がプラスされます。

その他、詳細は年金事務所または日本年金機構のホームページでご確認ください。

お問い合わせ先は

各年金事務所の国民年金課  
(自動音声案内2番→2番)

那覇 098-855-1111

名護 0980-52-2522

浦添 098-877-0343

平良 0980-72-3650

コサ 098-933-2267

石垣 0980-82-9211



## 令和4年度 算定基礎届（定時決定） について



事業主の皆様には、毎年1回、7月1日現在におけるすべての被保険者（社会保険に加入している従業員）の標準報酬月額を決定するために、「算定基礎届」を提出いただいています。

今年度の「算定基礎届」につきましては、令和4年6月中旬より順次、事業主へ送付いたします。「算定基礎届」に同封される「算定基礎届の記載例」や日本年金機構ホームページをご参考のうえ、適正な届出と提出期間内でのご提出をお願いいたします。

**【提出期間】 令和4年7月1日（金）～令和4年7月11日（月）**

**【提出方法】** 郵送（同封される返信用封筒をご利用ください。）または電子申請  
※ 管轄の年金事務所への持参も可能です。

なお、算定基礎届事務説明会の開催はありませんので、「算定基礎届」の作成等については、本誌4・5頁もご参照下さい。

### 1 令和3年4月から賞与支払届等に係る総括表が廃止となっています

厚生年金保険の適用事務に係る事業主等の事務手続きの利便性向上を図る目的から、賞与支払届・算定基礎届の提出の際に添付していた総括表を廃止しています。

※令和3年4月1日以降提出分から、総括表の添付が不要となっています。

<廃止されている総括表>

- 健康保険・厚生年金保険 被保険者賞与支払届総括表（2を参照）
- 船員保険・厚生年金保険 被保険者賞与支払届総括表（2を参照）
- 健康保険・厚生年金保険 被保険者報酬月額算定基礎届総括表

### 2 令和3年4月より賞与不支給報告書を新設しています

日本年金機構に登録している賞与支払予定月に、いずれの被保険者及び70歳以上被用者にも賞与を支給しなかった場合は、賞与不支給報告書をご提出ください。

- 健康保険・厚生年金保険 被保険者賞与不支給報告書
- 船員保険・厚生年金保険 被保険者賞与不支給報告書

※賞与が不支給であった場合にご提出ください。不支給の場合は、賞与支払届の提出は不要です。

※新設する不支給報告書の様式は、日本年金機構HPへ掲載しております。

なお、支払予定月に登録している事業所様には、支払予定月の前月に報告書用紙をお送りします。

社会保険にまつわる相談をQ&A形式でお伝えします。  
今回は採用日と出勤日が異なる場合の  
資格取得年月日についてです。



事務担当者

4月1日付で職員を採用しましたが、本人の都合で5月10日から出勤しました。資格取得年月日はどちらになりますか？



城間先生

A

健康保険の被保険者資格取得をする日は、事業所との間に使用関係が生じた日としています。この場合の使用関係とは、現実に業務に使用されるようになった状態をいいますので、採用の辞令が交付されたことと使用に至った日とは必ずしも一致しません。

Q

先生、もう少し詳しく教えてください。

A

4月1日が採用で実際に勤務に服したのが5月10日であっても、4月1日から会社との使用関係が生じ、4月分から給料の支払いが行われれば、4月1日が資格取得日となりますし、4月1日より5月9日までは辞令が交付されたということだけで使用関係の実態がなく、給料の支払いも行われず、5月10日になって初めて使用関係が生じ、給料もその日以降から支給されるような場合は、5月10日が資格取得日になります。

Q

確認して良かったです。ありがとうございました！



Point



- 被保険者の資格取得は、事業所との間に使用関係が生じた日。
- 資格取得日から5日以内に日本年金機構（事務センターまたは管轄の年金事務所）へ提出。

その他社会保険にまつわるご質問はお気軽に下記まで！

社会保険労務士が、社会保険の分からないことについてお答えします。

無料電話相談

◇社会保険の制度や事務手続きの疑問点について電話相談を行います。

5月：6日（金）・13日（金）・20日（金）・27日（金）  
6月：3日（金）・10日（金）・17日（金）・24日（金） □ 各午後1時から午後5時まで

担当 特定社会保険労務士 城間 洋子氏

◇電話番号 沖縄県社会保険協会 ☎098-861-2681

